廣東洋行考

——洋行に關する新舊史料を通じて——

岡本隆司

はじめに
一 洋行名比定
二 「總行」をめぐって
三 乾隆以後の展開
まとめ

はじめに

今世紀初めのモース(H. B. Morse)氏の研究[1]以來、中國と西洋の關係史、なかんずく南京條約以前のそれを考えるには、多かれ少なかれ必ず「廣東システム(Canton System)」をめぐる問題が取り上げられてきた。それは一口に言うならば、アヘン戰爭以前の廣東という場で中國と西洋の交涉において見られた、およそ西洋的な體制に對置される清朝の體制すべてを指すものである。こうした捉え方は、たとえばフェアバンク(J. K. Fairbank)氏によって「條約體制(Treaty System)」に對する「朝貢體制(Tribute System)」なる枠組に一般化され[2]、事實に卽した具體的な「廣東システム」は、その「朝貢體制」をもっとも典型的に表現するものとして位置づけられた。事實の解釋は必ずしも彼らに從わなくとも、「廣東シス

テム」が近代における中國の對外關係のうちもっとも重要な問題の一つとみなしてきた點で、他の研究も變わるところはなかったのである。(3)

そうした研究を大摑みに整理してみると、西洋と中國の對比という枠組の基本的な性質上、必然的に二つのアプローチが浮かび上がる。一つは廣東にあらわれた西洋近代資本主義の具體的な究明である。これはいわゆる三角貿易の構造をはじめとして多方面から檢討が加えられ、つとに膨大な成果をあげてきた。その重點はイギリス産業資本の重視から、アジア通商の相對性、獨自性の強調へと移っている。(4)いま一つは「廣東システム」自體の內實を明らかにしようとするものである。これはいわゆる「公行」研究に代表されるように、まず西洋と直接に交涉した組織のあり方を解明する方向で進められた。しかしこの方面の研究は、なおモース氏によって與えられた體系に從っており、新たな史實が發掘されても、それはいささか斷片的で、舊說を補完するものにとどまっている。(5)

ところでこの分野を含む中國の對外關係史研究における近年の顯著な潮流は、周知のとおり「朝貢貿易システム」という枠組による分析である。濱下武志氏の提唱に係るこの枠組が示唆する論點は多岐に亙るが、ごく單純化していえば、中國在來の朝貢關係によって枠づけられたアジア交易圈の相對的自律性を何よりも強調するものである。そして中國を中心とするアジア諸地域間の內在的關係の重視から、條約關係もアジア交易圈＝朝貢關係に包攝、あるいはそれを基準に形成されたものと位置づけられる。(6)これはいうまでもなく、「條約體制」に對する「朝貢體制」という枠組、ひいては中國と西洋の對比という發想そのものへの批判を含意するが、そうであるならば議論の手續として、「廣東システム」の通說もその觀點から獨自に見直されてしかるべきであるはずなのに、それは「朝貢貿易システム」の提唱とともに、あたかも埋沒したかのように觸れられなくなっている。

そもそも「朝貢貿易システム」という構想は、西洋諸國によるアジア通商が本國に對して獨自的であった側面が明らかにされたという、いわばこれまでの「廣東システム」に關わる研究の成果を具體的な根據の一つとしており、その素材を

なす史實も「朝貢體制」論ですでに提示されたものが少なくない。(7)「朝貢貿易システム」構想はそれらに對し、ネットワーク論や地域經濟論をもって新たな解釋を試みているけれども、往々にしてそうした理論に適合する史實の羅列的な提示にとどまり、適合しないものは捨象、等閑視に付す結果となっている。「廣東システム」についてあまり觸れられないのも、おそらくそれが一因であって、重點を西洋との關係からアジア域內交易へ移したというばかりではないであろう。(8)したがって西洋と中國の對比から離れて、朝貢と條約との內實、ならびに關わりを見直そうとするならば、まず從來の「廣東システム」の議論に卽しながらも、それを揚棄しうる具體的な史實の體系を構築しておく必要がある。そしてそれには何よりも、廣東の淸朝側の體制に對するモース氏以來の通說的解釋が問い直されなければならない。この種の作業を拔きにしては、「朝貢貿易システム」構想が示唆するところの交易・秩序構造の實體を確認し、そのあり方を具體的に描き出すことはできない。構想が單なる構想に終始し、その修正をも含めたいっそうの深化は望めないであろう。

筆者は以上のような關心から、さきに粵海關の徵稅機構について考察を試み、若干の私見を開陳した。(9)けれども一八世紀の半ばまでの史料の制約は如何ともしがたく、その時期に關しては結局決め手不足で、部分的に獲られた知見を綴合して推論を組み立てざるを得なかった。そうした狀況はいまでもいかほども變わっていないが、ここであらためて稿を起こすことにしたのは、はからずも雍正末年の時期の關連史料を得たからである。その機緣は岸本美緖氏から注意を喚起されたことにあり、記して氏に深甚な謝意をあらわしておきたい。それを讀みつつ顧みると、前稿はかなりの誤謬、再檢討を要する部分が散見される。またこの史料は筆者の知るかぎり、いまだ紹介されたことを聞かないから、いかなる形であれ提示しておくのも、あながち無用の業でもないと思う。したがって本稿は、基本的な考え方で前稿と變わるものではなく、その補訂を期すべく新たな史料によって若干の檢討を加えようとするにすぎない。もちろん上述のような課題はたえず意識しているつもりであり、その點での批判を回避するものではないが、筆者の關心本位の雜然とした考察に終始し、遺漏も多くなるであろうことをあらかじめ申し添え、諒承を請う次第である。

さてその新たな史料とは、中國社會科學院經濟研究所所藏の、いわゆる「清代鈔檔」に含まれる一文書である。この「清代鈔檔」は一九三〇年代、同研究所の前身たる北平の社會調査所が清末の財政・經濟史に關わる檔案を組織的に整理抄寫したもので、最近その一部が「清代財經史料（題本）」としてマイクロフィルム化され公開された(10)。本史料はそのうち「關稅」關係の「廣東各關」の部分に收錄されており、乾隆二年二月初九日の兩廣總督鄂彌達の題本を受理、「該部議奏せよ」という硃批を得て、同年三月二四日、戶部・吏部・刑部に下されたもので、全文一萬字に垂んとする長大な文書である。かくも長文でありながら、冒頭と末尾の部分に省略が施されているため、その全體像はなお十分明確ではない。わかる範圍でいえば、雍正年閒以來續けられていた粵海關監督祖秉圭の汚職事件の審理の一齣であり、その具體的內容をかなり詳細に窺うことができるものである。それまでの廣東現地での取り調べ、および中央官廳の審理のありさまがおびただしく引用されているからである。

この文書そのものから判斷するかぎり、そもそもこの審理の發端となったのは、冒頭に引く雍正一一年一〇月初五日の刑部などの題本に引用する同年八月初六日の祖秉圭を彈劾した廣東總督鄂彌達の題本と考えられる。以下、これを『題參』と稱する。祖秉圭の不正に關しては、『題參』に先立って關係官僚が奏摺で報告に及んでおり、管見のかぎりでは、雍正一〇年六月二一日付の廣東按察使黃文煒の奏摺(11)が最初のもので、ついで七月一三日付の廣州城守副將毛克明の上奏がより詳細な報告を行なっている(12)。まもなく署廣東總督鄂彌達が祖秉圭を彈劾すると、雍正帝はそれをうけて祖秉圭を罷免、その後任を毛克明に命じ、八月一八日、關係者をも含めてさらにくわしく取り調べるよう現地に命令を下している(13)。雍正一一年の『題參』は、おそらくこの取り調べによって判明した事實を逐一書きつらねつつ、公式に祖秉圭らの處分を提議したものであろう。

この『題參』は全部で九カ條からなり、その一條一條が當時の廣東での取引や粤海關での徵稅のあり方を知るうえで興味あるものであるが、すべてを檢討する餘裕はないので、ここでは雍正年間後半の廣東の洋行についてきわめて具體的な記述を含む第一條と第二條をとりあげる。以下、原文のまま引用し、考察の對象となる部分に傍線を付しておく。

原參第一款、向來洋商貿易、聽民自便。①粵省大洋行十九家・洋貨小舖七十餘家、祖秉圭聽信洋行陳壽觀、商謀把持包攬、止委四大洋行、其餘一概禁絕、不許開張貿易、一切買賣貨物、悉歸所委四行。又、祖秉圭素與陳壽觀合夥生理、發交本銀。雍正九年二月內、遣高庫房、運交銀一萬兩置貨。②又雍正七年、洋船十一隻、俱令陳壽觀一人包攬。九年、洋船十八隻、令陳壽觀霸踞十四隻。十年閏五月、有紅毛船四隻到黃埔口、祖秉圭徑差關役、將洋商押交陳壽觀行內、各行置貨莫售、生計阻絕。③訊據祖秉圭供稱、雍正七年四月十二日到任後、諭令衆商公擧殷商、經衆擧報陳壽觀・陳芳觀・李泰・黎開觀・陳汀觀等五名、立爲總行。凡洋船貨餉、俱令經由總行之手。④旋將李泰・陳芳觀革退、仍令陳壽觀三大行總理、以致小舖不能貿易自由。訊之陳壽觀等則供、伊等點充總行、原係祖秉圭面諭衆行擧報、並無行賄營求。祇因祖秉圭欲買新奇洋貨、任意挑選、短發價值、是以、不許各行攙越。而祖秉圭又以陳壽觀家道殷實、雍正八年、陸續借給陳壽觀銀一萬二千兩、以一分八厘起息。是年八月清還收過利銀一千兩。九年二月、又著庫房高維新、運交陳壽觀銀一萬兩、以二分起息。是年十二月內清還得利息二千兩。並非合夥生理。其雍正七・八兩年、洋船入口、祖秉圭俱令陳壽觀包攬霸踞。十年閏五月內、紅毛船四隻、方到黃埔口、祖秉圭卽差押送陳壽觀行內。質之祖秉圭、自認不諱。卽陳壽觀、亦供吐無異。

又原參第二款、祖秉圭壟斷行事、惟恐各行私招洋商貿易、關差四出查拏。雍正十年閏五月內、有豐亨行蔡壽・張儲二人到黃埔口、祖秉圭徑拏酷刑、令供、陳芳觀主使去接夷商。立拏陳芳觀、欲置死地。因逃避未獲、移咨代拏、徑發封條。⑤將陳芳觀孥德行封固、抄踞貨物。又將豐亨行・寶豐行、亦加封革行。又將鼎豐行・懋德行、出示禁革、不許開張。其鼎豐・懋德二行、託陳壽觀行賄、仍准復開。訊據祖秉圭供稱、⑥陳芳觀革退洋行、不許出名貿易。雍正十年閏

五月內、有鬼子搭蔡壽等船至省、疑爲陳芳觀主令私接、故拏蔡壽等刑訊後、蔡壽等供認。欲拏陳芳觀審問、因其躲避不出、故將伊行門封固、並未抄踞。其豐亨・寶豐・鼎豐・懋德四行、因抗不遵喚、故皆禁革、後鼎豐・懋德二行、洽陳壽觀乞恩、給照復開。質之蔡壽・張儲堅稱、因往黃埔口酬神、有素相熟識鬼子、順搭回省。並非陳芳觀主使私接。洽訊陳芳觀則供、先因不領祖秉圭銀兩作本、續又不肯領銀購買伽楠香、又有洋行分頭銀兩應繳廣府發給普濟堂之用、祖秉圭令交關收存、彼未聽從。祖秉圭懷恨、故逼令蔡壽等妄扳、借端封行、欲拏致死、只得躲避。至寶豐・豐亨・鼎豐・懋德四行、則因雍正十年閏五月十三日、祖秉圭傳喚到遲、祖秉圭以其抗喚、出示封禁、不許開張。而鼎豐行陳翁・懋德行莊功、隨洽陳壽觀乞恩、給照復開、尙無行賄情事。惟陳翁・莊功先于九・十兩年閒開行時、各備繳規禮紋銀三十六兩八錢、莊功令繳印照銀二十四兩、交關書范九錫・王開運收繳。又于七・八兩年有遠來・豐寧・端和・豐亨四行、各繳行規四十兩、逐一詰訊、不特范九錫等各供相符、卽祖秉圭亦認收繳情實。(14)

以上の記述をみて誰しも氣づくのは、これまで知られることのなかった洋行の名が頻出していることであろう。廣東の洋行は梁嘉彬氏がつとに綿密な考證を行ない、さらに陳國棟氏がその成果を大幅に增補、訂正しているが、(15) いずれも雍正年閒に關してはほとんど觸れるところがない。この史料によってその缺を少しでも補えるのではなかろうか。

雍正七年から一〇年にかけては、モース氏が蒐集、整理した東インド會社の記錄にも廣東の洋行がかなり頻繁に言及されている。もちろん史料の性質上、『題參』とは觀察の立脚點、關心の置きどころは異なるが、互いに照應するとおぼしき記事も散見される。まず兩者を嚴密につきあわせてみることが必須の作業となろう。一七二九年、すなわち雍正七年の東インド會社の記錄には次のような記事がある。

いまや四人の商人が一つの團體を結成し彼らの名義でなければ誰も商品の船積ができないと主張している。しかしこれはおもにヨーロッパ船に關するもののようである。……四人の商人とは Suqua, Ton Hunqua, Tinqua および Coiqua であり、彼らはイギリスや他のヨーロッパ諸國がこれまで取引をしてきた相手であり、いま彼らは一體とな

り、粤海關監督や他の官僚から支持されている。(16)

この「四人の商人」が全體として傍線部①の「四大洋行」に該當するのは明らかであろう。まず Ton Hunqua の關連記事を拾いだしてみよう。たとえば一七三一年七月一九日、粤海關監督は「本年、Ton Hunqua には貨物の積み出しやイギリス商人との取引を許さない」(17)と通告させており、彼と粤海關監督の關係が圓滑でなかったことを窺わせる。また同年に廣東で東インド會社の管貨人委員會首席であったネイシュ (J. Naish) は、取引相手として Ton Hunqua を推奨する意見が周圍で多かったのに對し、彼らの販賣する茶は品質不良で、法外な前貸を要求したこともあるといい、さらに「Ton Hungqua と Chinqua に對し、過大な期待を寄せ」てはならないと警告している。モース氏はこれに、Ton Hungqua と Chinqua は「同一商社のパートナー (partners in the same firm)」だと注記し、さらに一七三二年、首席管貨人ターナー (W. Turner) が廣州に到着してまもなく得た情報では、この二人は粤海關監督に敵對して苦境に陷り、行方が知れなくなっており、粤海關監督が九月二六日に停職を命じられると、その二日後 Ton Hungqua は姿を現わした、とも記している。(18)

この Ton Hunqua [Hungqua] なる人物を『題參』に登場する商人たちと比定するなら、陳芳觀にあたるであろう。傍線部①にある「四大洋行」を人物に讀み換えたのが、傍線部③の「陳壽觀・陳芳觀・李泰・黎開觀・陳汀觀ら五名」であり、そして粤海關監督と對立してやめさせられたのが、傍線部④にもあるように「李泰・陳芳觀」である。彼らが退くと「四大洋行」から「三大行」となり、人物は二人いるが企業體としては一つという計算になる。この陳芳觀と李泰が、イギリス側からしばしば並び稱され、モース氏も「同一商社のパートナー」だという Ton Hungqua と Chinqua に相當するのは明白であろう。そして傍線部⑤の「陳芳觀の孚德行」というような筆致からも窺われるように、李泰はしばしば陳芳觀と並び稱されながらも、嚴密にいえば洋行としては數えられていないのである。したがって、Ton Hunqua とは陳芳觀、Chinqua とは李泰を指すとみて間違いない。(19)

イギリスのみならず、この前後にわたる時期の外國側の記錄にもっとも頻繁に登場する中國側の商人は、「四人の商人」の筆頭に掲げられた Suqua である。一七三二年（雍正一〇年）の狀況を、イギリス東インド會社の史料をもとに記したモース氏は、

……ターナー氏はそのときまず Tinqua および Khiqua と、のちに他の商人とも契約を交わしたが、Suqua や Ton Hungqua・Chinqua とは契約しなかった。〔一七三二年〕九月二六日（雍正一〇年八月八日）、粵海關監督を停職させよとの皇帝の命令が總督・巡撫に受理された。これはおそらく粵海關監督が介入した Ton Hungqua 對 Suqua の訴訟での處置であろう。その結果まもなく Ton Hungqua はふたたび晴れて自由の身となり、スウェーデン船と「大口の取引」をしてイギリスとは何ら取引をしなかった Suqua は投獄された。粵海關監督は罷免され、布政使が暫時代行をつとめるよう命ぜられた。(20)

という。ここから Ton Hungqua と Suqua は對立關係にあって、祖秉圭の免職にともない前者は赦され、後者は投獄されたことがわかる。また雍正一一年當時の狀況を記す記事は、Ton Hungqua が自ら「なお前監督との「訴訟」に巻き込まれている」と述べたとあり、「Ton Hungqua のライヴァルたる Suqua は昨年新監督により投獄され、なお獄中にある」とも傳えている。(21)

Ton Hungqua の「訴訟」がなお係爭中だとする記述については、註(14)所掲原文の傍線部⑧に鄂彌達の言として、「陛下の命令を拜受し、陳芳觀は……さしあたり原籍への強制送還を猶豫したが、今取り調べの結果、彼にはまったく不法のところはないので、強制送還に處すべきかどうか、刑部の判斷を待つ」とあるので、さきの Ton Hungqua を陳芳觀とする假定が認められるかぎり問題はない。そして Ton Hungqua と對立する Suqua がかねてより祖秉圭とかなり密接な關係にあったのは、モース氏の他處の記述から判斷しても明らかである。(22)『題參』によれば、監督祖秉圭と並行して尋問を受けている洋行商人は陳壽觀である。また『題參』をうけて審理した刑部などの雍正一一年一〇月初五日付答申

で、註(14)傍線部⑦のように陳壽觀の處罰が提議されているから、彼が雍正一〇年に拘置され、この時點でもなお獄中にある蓋然性は高い。だとすれば、特定の洋行商人の投獄を明示する記事は『題參』に見えないけれども、Suqua が陳壽觀であるのは動かしがたいであろう。

このようにみてくると、「四人の商人」のうち殘るは Tinqua と Coiqua になるが、後者は東インド會社の史料に Khiqua, Khoiqua ないしは Lay Khiqua とも記される人物で、すでに梁嘉彬氏が資元行黎氏に相當することを證明しており(23)、また別の史料に「資元行黎開觀」とあるので(24)、Coiqua＝「黎開觀」に異論を挾む餘地はみあたらない。そうなると Tinqua は自ずから陳汀觀となる。ただし以上のような比定を斷定するには、佐々木正哉氏の所說に檢討を加えておかねばならない。氏は雍正四～六年の時期を中心に、次のように述べているからである。

> 行名の最初の字に「官」を附して稱するのが普通行はれて居た様である。されば……「崇儀店陳騰官」は又「崇官」と稱せられることも有り得るわけである。崇官卽ち Suqua とすれば、……廣東に於ける最も有能且つ富裕な商人として活躍し、……殊に繳送銀に關しては大多數の行商の反對にも不拘、彼は終始之を支持した。官僚と崇官との提攜は雍正十年迄續き、……崇官が、英國の記錄に存する Suqua であり、楊文乾の「耳目」となつた行商であると考へて間違ないであらう。崇官が陳騰官と稱したか否かは英國側の記錄に存しないが……Tinqua が陳騰官でないことは明らかである。Tinqua は雍正六年繳送銀歸公の問題が起つた際、敢然之に反對したが、崇官は官僚側に立つて之を支持したから、兩人は全く別人であり、且つ崇官とは反對の立場にあつた。(25)

「崇義店陳騰官」なる商人をただちに「崇官」とし、これを Suqua にあてたうえで論がすすめられているため、引用文中の「崇官」が「崇義店陳騰官」、Suqua いずれを指すものか判然としない部分もあるが、そのいわんとするところは理解できる。楊文乾の「耳目」というのは、後述するように、彼が數ある洋行のなかから任用して貿易を壟斷させた商人のことで、その一人をイギリス側の史料に見える Suqua だとするのは確かに正鵠を射ていよう。問題は「崇義店陳騰官」

＝「崇官」および「崇官」＝Suqua という關係が成り立つのかどうか、そして「Tinqua が陳騰官でないことは明らか」なのか、という二點にある。

まず第一點であるが、「行名の最初の字に「官」を附して稱するのが普通行はれて居た」として佐々木氏が擧げられた例は適切でないと思われるし(26)、それにこの場合は、「騰官」とあるものをなぜことさらに「崇官」といい改めなければならないかの説明がない。「崇義店陳騰官」はむしろ「騰官」と呼ばれていたとみなし、イギリス側の史料でもそれに相當するものをまず比定すべきではあるまいか。さらに「崇」の音が Su であらわされるとするのは、日本語からの類推としか考えられないのでなおさら腑に落ちない。

次に「Tinqua が陳騰官でない」のは、十分な説得力をもつものであろうか。このような氏の所説は、楊文乾の「耳目」であった「崇義店陳騰官」は當然「官僚側に」與する者であり、「雍正六年繳送銀歸公の問題」で「官僚側に」抗して「敢然之に反對」した Tinqua にあたるはずがない、との想定によっているようである。このような論法そのものが當を得ているかどうか疑問もあるが、むしろその前提となる「崇義店陳騰官」＝「耳目」という假定が問題である。氏はその論據を雍正五年、楊文乾の丁憂中に廣東巡撫兼管粵海關を署理した常賚が商人たちから徵したという、以下の言に求めている。

……去歲撫臣……又發銀數萬兩差人往別省置買湖絲茶葉磁器等貨貯如升行飭令儘先賣完方許各行賣貨(1)今現貯續買到(27)廣未曾發賣(2)湖絲二百餘擔現在崇義店陳騰官行內客商知有積貨併慮貨到不能先賣以致往來稀少各行畏懼(28)……

あえて句讀も施さずに原文を引用したのは、その解釋自體が問題となるからである。この文は『雍正硃批諭旨』第五函第二册、常賚、にも收錄されており、そのテキストでは、傍線部が「今崇義店陳騰官行內現貯湖絲二百餘擔」と改められている。このように節略に當たって省いてもかまわないのが傍線部(1)だとすると、(1)と(2)が指すところの事實はほぼ同じで、字面からして前者がその概況を、後者が具體例を述べたものであることがわかる(29)。またこの引用文は全體の構成から

みて、「今」という文字でいったん停頓し、それを境に話題が大きく轉じているのも明らかである。だとすれば傍線部の(1)と(2)は、むしろ一つのまとまりとして後文の「客商」以下と連繋させて讀むほうがより適切であろう。筆者の理解するところに從って譯せば、次のようになる。

……去年（雍正四年）廣東巡撫楊文乾は……他方で、銀數萬兩を交付して他省に人を派遣して、湖絲・茶葉・磁器などの貨物を買い付けて如升行に貯藏しておき、優先的に販賣させ、それが終わってから各行による貨物の販賣を許すよう命じた。いま（雍正五年）、〔各行の〕在庫は買い足した分が廣州に屆いたもののまだ發賣されたことはなく、〔たとえば〕湖絲二百擔あまりが崇義店陳騰官の行內に在庫としてある。客商は貨物が蓄積されているのをわかっていながら、貨物が屆いても先に販賣できないのでは、と不安なので、取引はきわめて少なくなり、各行は危惧してしまっている。

以上が認められるとするならば、楊文乾の「耳目」として確定できるのは「如升行」のみである。「崇義店陳騰官」のほうは「先に販賣はできない」もの、言い換えれば、「如升行」以外の「各行」の一例として擧げられたものであろう。氏は『雍正硃批諭旨』のテキストを用いるが、とりわけ「崇義店陳騰官」に關わる部分の解釋を示していないため、この點についての考えは詳らかでない。いずれにせよ、この史料からただちに「耳目」が「崇義店陳騰官」だとは斷定できない。だとすれば、Tinqua が「陳騰官」でないとは一概にいえなくなり、「陳騰官」が Suqua ではなく Tinqua である可能性もでてくるわけである。

このように考えてくると、「崇義店陳騰官」を Suqua にあてうる積極的な根據はもはや存在しないといってよく、Suqua を陳壽觀としても何ら差し支えはないし、Suqua とは壽觀（＝壽官）の音を寫したものとみたほうがむしろ自然であろう。そして、一七二七年（雍正五年）のシーズンに「商人たちは Suqua が道を開くまで、誰も商賣をしようとはしなかった」というモース氏の言(30)と上の「如升行」に關する記事は暗合する部分が多く、明證は見當たらないものの、さ

しあたり Suqua＝陳壽觀＝如升行としても不都合はないであろう。それでは、雍正五年當時に存在した「崇義店陳騰官」とはいったい何者かという問題は殘るが、註(14)傍線部⑨に「崇義行陳汀觀」の名が見えるから、「騰」は「汀」の誤りか、あるいは通じて用いられたとみてよく、「汀觀」ならば Tinqua にも合致しよう。

以上の考察の結果をまとめていえば次のようになる。『題參』に登場する洋行のうち、陳壽觀はイギリスの史料にいう Suqua であり、その企業の名は如升行と思われる。孚德行陳芳觀は Ton Hunqua、崇義行陳汀觀は Tinqua、黎開觀は Coiqua にして資元行である(31)。これら以外に『題參』においても外國側の史料でも、さらに多くの洋行名、洋行商人が見られるが、双方をつきあわせて比定できるのは、今のところやはり以上の四行に限られる。

二　「總行」をめぐって

『題參』のなかでさらに注目に値するのは、傍線部①にいう「四大洋行」の任用、祖秉圭の供述に即していえば、傍線部③の「總行」の設立に言及した部分であろう。雍正年間後半にこのような措置がとられた事實は、寡聞にしてこれまで言及されたことを知らない。もっともこの「總行」が具體的にどのようなものであったかは、引用文に述べるところでほぼ盡きており、とくにつけ加えて説明を要しない。ここでの課題はしたがって、この時期に限られる「總行」そのものよりも、その設定はどのように條件づけられていたか、歴史的にいかに位置づけられるかの考察になろう。それにはもう少し時間の幅を前後に長くとって、貿易を扱った商人全體のあり方とその變遷をみる作業が必要となる。もちろん一八世紀半ば以後の西洋貿易に關しては、すでに少なからず明らかにされているが、それ以前がいかなるもので、どのようにそこにつながってくるかは、なお十分な檢討を經たとはいいがたい。この「總行」をも視野に入れた考察があらためて求められる所以である。

そこで問題となるのは、これまで初の「公行（Co-hong）」設立の試みといわれてきた一七二〇年一二月の「ギルド」結

成である。すでに筆者が述べたとおり、それは構成や性質からみて「公行」とも Co-hong ともいえないけれども[32]、當時の商人たちの存在形態を反映したものとみなすのは可能である。「ギルド」を構成した商人は第一等のものが五行、第二等は五行、第三等は六行とされ、この差等は外國貿易の「持ち分 (share)」を定めたもので、商人の資力に應じたものとみられるからである[33]。

粤海關監督の支持を得たこの「ギルド」は一年を經ずして解散に至ったが、それには「ギルド」から除外された二名の商人の策動が大いに與って力があった。その經過を記す東インド會社の記錄は、

〔一七二一年七月二九日〕Comshew と Cudgin は、もし我々がこの「ギルド (Company)」を克服することができるなら彼らが提供する茶の値段を大幅に下げることができるといい、これに協力しようと申し出た。彼らはこれは總督へ申し上げなければ成功しない、と我々にいった。……〔翌日〕この「ギルド (Society)」の商人たちは〔總督に〕召喚され、大いに恐れていた彼の抗議を配慮しなければならなくなった。これに加え、Comshew と Cudgin がギルドの指導者たちの一部に彼らの茶を自分たちが引き受けようと約束して打っていた手もあって、〔「ギルド」の〕指導者は屈服し、「ギルド」結成を定めた證書は燒却された[34]。

と傳える。ここから判斷して、當時この二人は兩廣總督と密接な關係を持ち、「ギルド」を構成した各々の商人よりもさらに大きな勢力を有していたと考えられよう。したがって直接に貿易に攜わりうる企業は、當時勢力のあった順に序列をつけると、二行、五行、六行といった形で存在しており、合計一八行あったと想定できる。

こののち數年を經た雍正四年（一七二六年）に貿易の統制を強化したのは、粤海關監督を兼ねた廣東巡撫楊文乾であった。常賚らの奏摺によると、彼は一六～七、あるいは一八～九家ある「洋行」のうち、「專行」六行を選任してそれらにしか納稅と取引を許さなかったという[35]。さきの「ギルド」結成・解散に關わった企業と照らしあわせると、その一八行という數と「洋行」の數がほぼ一致するばかりでなく、一八行のうち上二層をなす七行と「專行」の數もわずかな違いしか

認められない。このように兩時期が數的に合致する現象は、全體として兩者を同じものとみなければ説明がつかないであろう。もっとも中國側の史料には概數としてしかあげられていないし、數年を隔てた兩者の間で、個々の企業の出入が皆無だったとはいえないから、多少の不一致があらわれてもそれはやむを得まい。またこれについては、廣東布政使官達も獨自に次のように報告している。

> 廣東には以前より洋貨行があって十三行と稱するが、實際には四～五〇家ある。楊文乾が着任すると、行頭という名稱を創設し、六行を選任した。六行のうちさらに二行を專ら耳目とし、多く資本を給し、各處で貨物を買い付け、洋行の取引を壟斷させた。來航船が廣州に到着すれば、貨物の納稅・輸入品の進上などはすべてこの二行だけが取り扱った。……六行設立以後、あらゆる外國人との交易は、この六行でなければ貨物を引き渡すことができなくなった。その結果、各行の貨物が山の如く積まれていても、外國人は敢えて買おうとせず、冬末になっても賣り捌けず、價格を割り引いて六行に賣り、六行から〔外國人に〕轉賣せざるを得なくなった。このため各商は多く資本を傾け、害を被らない行店はなかった。その過程での課稅の項目は甚だ多かったが、それは〔耳目の〕二行と粵海關監督衙門の庫房・稿房の書辦のみが擔當した。(36)

ここに言及された四～五〇の「洋貨行」、六行の「行頭」および二行の「耳目」は、いずれも常賚らの報告には見られないものである。まず「洋貨行」は、すぐ後に「洋行」と言い換えられているから、常賚らのいう「洋行」と同じものであろう。四～五〇家という數は楊文乾を彈劾するため、ことさらに誇張を施したものとみられる。(37)「行頭」は數の上でもその役割においても、明らかに常賚らのいう「專行」に相當する。「行頭」ならば「洋行」のリーダーというような意味であり、楊文乾自身はこれを「行首」と呼んでいる。(38)他方「專行」は「專放之六行」を略した語と考えられ、納稅により重きを置いた言い方であろうが、「行頭」「行首」「專行」いずれも指す實體は異ならないであろう。そして楊文乾が「耳目」とした二行というのも、やはりさきに「ギルド」を解散に追い込んだ最上層の二行と數が一致し、そのうち少なくと

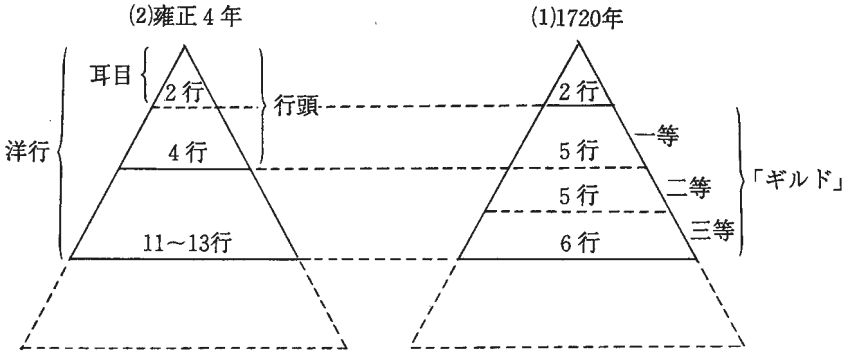

第1圖　洋行構造概念圖

も一行は同一のものと推測される。(39)

以上を踏まえて商人たちの構成を圖示すると上のようになろう。この三角形の上下は商人の資力の大小に對應し、横の幅は商人の數の多少をあらわす。楊文乾は當時、直接に貿易に攜わりうる一六～一九の「洋行」のうち、六行を選んで納稅と取引を任せ、さらにそのなかから二行を「耳目」としたのであるが、これは資力の格差などにより明確に差等、階層を分かちうるまでになった商人たちのあり方に基づいたものであったといえよう。

この楊文乾の後任として粵海關監督に就いたのが祖秉圭である。彼が設定した「總行」は楊文乾の「行頭」と比べ、數こそ異なるものの、洋行のリーダーという名稱の意味も、果たすべき役割もほぼ同じものとみなせよう。このように、雍正帝から嚴しい叱責を受けたはずの楊文乾(40)と同樣の措置をとっているのは、それがにわかに變わりようもない商人たちのあり方に根ざしたものである以上、粵海關監督にとって公的な徵稅でも私利の着服でももっとも都合がよく、それ以外には方法が考えられなかったためであろう。ただし祖秉圭のときになってはじめて看取できる特色がないわけではない。當時の狀況は『題參』に先立って毛克明も指摘しているので、これとあわせて檢討を試みよう。

洋行は合計一七あるけれども、福建人の陳汀官・陳壽官・黎開官の三行のみが壟斷をほしいままにし、あらゆる取引をわがものとしている。〔一七行の〕うちには〔そのほかにも〕六行あるが、これも陳汀官らの親族の開

いたものであり、あわせると九行になる。そのほかにも商品を販賣する行店（賣貨行店）がなお數十家あまりあるけれども、汀官の門下にとり入らなければ、まったく賣り捌くことはできない。貨物を外國商人に賣るには、必ず上の九行が優先的に取引を行ない、それが終わってからはじめて別家の交易が許された。もし〔粤海關〕監督が容認、放任しているのでなければ、彼らだけでどうして獨占などできようか。(41)

この報告は細かい事實の把握こそ十分でないけれども、全體に關わる重大な誤謬や誇張があるとも思われない。壟斷をほしいままにした「陳汀官・陳壽官・黎開官の三行」は、『題參』傍線部⑤の「李泰・陳芳觀をやめさせ、陳壽觀らの三大行には從來どおり交易を總べさせた」という記事に適合するから、陳芳觀らをも考慮に入れれば、傍線部①の「四大洋行」にも等しくなる。また一七家の「洋行」は「大洋行十九家」に相當するであろう。

毛克明の報告でもっとも注目すべきは、「陳汀官らの親族」の「六行」に關する記述である。彼は祖秉圭のもとでは、「陳汀官・陳壽官・黎開官の三行」にこの「六行」を加えた「九行が優先的に取引を行な」うといっている。それに對し『題參』では、數多くの洋行に言及があるものの、このような「六行」を具體的に指し示す箇所は見い出せない。傍線部①に「あらゆる貨物の賣買は、委任した四行しか取り扱えなくした」とあり、傍線部②によれば、とりわけ雍正七年と九年は「陳壽觀」が來航船の取引をほぼ「包攬」している。この情報は毛克明の報告以後の調査を經たものである以上、より尊重されるべきであろうが、「六行」や「九行」という具體的な描寫も、何らかの根據を踏まえずにできるはずはなく、ただちに考慮の外に置くわけにもいかない。いずれも事實の一面を傳えるものとして兩者を整合的に理解しようとすれば、ある程度局外の立場から觀測した毛克明には「六行」も優先的に取引できたと映った狀況が、祖秉圭の不正を捜査する段になって言える範圍では、「陳壽觀」の「包攬」に歸せられてしまったとしか考えようがない。言い換えれば、たとえ現實にはほかの洋行が取引していたとしても、粤海關監督の職責に關わってくる側面では、それは「總行」であり納稅をひきうける「陳壽觀」一人の名義に收斂されてしまうということである。この點は『題參』傍線部⑥に、祖秉圭が當

初陳壽觀と同じく「總行」であった陳芳觀を退けたさい、「自分の名義で交易してはならない（不許出名貿易）」といい、また一七二九年のイギリス側の記錄に、「四人の商人……の名義でなければ誰も商品の船積ができない……」とあることからも諾えよう。(42)

このように考えてくると、毛克明がなぜこれら「六行」を「陳汀官らの親族」という表現で形容したのかも理解しやすくなろう。この表現は後文で「汀官の門下」とも言い換えられているが、いうまでもなく「汀官」は「壽官」の誤りであり、「親族」といい「門下」といってもそれらが文字どおりの意味でないのも明白である。來航船と優先的に取引できた「總行」以外の「六行」が、祖秉圭と結んで「包攬」した陳壽觀からその名義を借りていたとするならば、局外の立場からは彼らが「陳壽官」に私的に通じ、いわばその傘下に入って取引を分けてもらっていたと見えても無理はないし、それを「親族」「門下」と比喩したとしても不思議ではないであろう。

いま一つ觸れておかねばならないのは、毛克明のいう數十家の「賣貨行店」についてである。彼は商品の販賣にしか言及していないが、『題參』とつきあわせれば、この「賣貨行店」にあたるのは明らかに七十餘家の「洋貨小舖」であり、販賣に業務を限ったものではなくひろく貿易商品を扱ったと考えてよい。注意を要するのは、彼らが「門下にとり入らなければ」取引ができなかったと述べる點で、これは實際には「門下」にとり入って取引をしていたとみなすべきものである。「とり入る（鑽營）」という表現はすこぶる曖昧なものの、これを交易の面に限っていえば、來航船との取引は直接には無理であるが、「門下」と關係を結び、これを仲買に立てて貿易に與ったという意味であろう。そしてその數からすれば、一つの洋行につき數家ないし十數家の「洋貨小舖」が取引したとみられ、當然その資本は零細、取引は小口ということになる。二〇家足らずの洋行は上述のように、一七二〇年の「ギルド」の規模を繼承したものであるが、そこから締め出された商人がいたことも忘れてはなるまい。彼らは洋行に比較すれば概して資力が乏しかったことも容易に想像されよう。來航船との直接取引ができないとなれば、彼らはその資力に應じ、間接的にでもなお貿易に與るか、他方

面の交易に業種を轉換するかの二途が考えられたであろう。「洋貨小舖」とはまさしくその前者をなすものではあるまいか。

以上を要するに、當時、洋行は一七～一九家あったが、そのうち公式に來航船と取引をゆるされ、その納税をひきうけたのは三～四家の「總行」であり、その名義を借りて取引を行なう「六行」の「親族」「門下」もあった。さらに洋行以外にこれら「親族」「門下」にとり入って貿易に與る數十家の「洋貨小舖」が存在した。すなわち當時の來航船の取引は、「總行（陳壽官）」―「親族」「門下」―「洋貨小舖」という系列で行なわれたと想定できよう。これが認められるとすれば、のちの保商制度(43)の起源はこの時期まで遡れるといって差し支えない。保商制度の根幹をなすのは、粵海關の税課納入に責任を負うのが保商で、他の洋行も外國人との取引はできてもそれはすべて保商の名義による、という方法であり、その洋行の背後で「洋貨店（shopkeeper）」も實際に取引を行なったから、これはほとんど上の系列と同じである。このような系列はいったん形成された以上、それを根底で條件づけた商人の階層構造の全體的なあり方が變わらなければ、かりに祖秉圭の處罰にともない「總行」が廢止されて變更を餘儀なくされたとしても、その實質に變化をきたすべくもなかったであろう。もっともそれは祖秉圭のときには、「總行」の設定を除けば「親族」などの表現に端的に窺われるように、あくまで非公式なものであった。保商が設立されたのは、中國側の史料で乾隆一〇年のこととされる。いささか孤立的で裏づけが十分でないこの記事も、上のように考えてくると、祖秉圭以來のいわば非公式な取引慣行が保商という名において當局からはじ

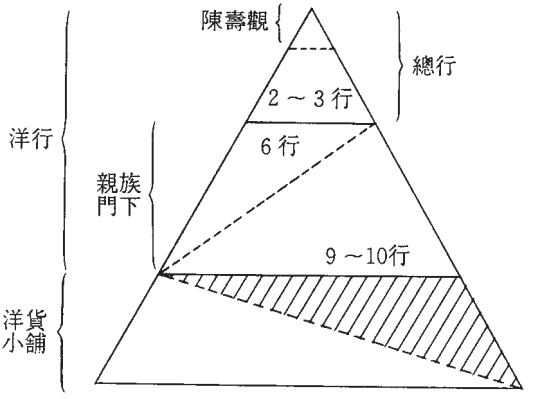

第2圖 祖秉圭時代

めて公認されたものと位置づけられるのではなかろうか。外國側の史料に雍正末年ないし乾隆初年に「保商（Security）」の記述があらわれ始め、なお「うまく機能していなかった」と評されるのも決して故なしとしないであろう。

三　乾隆以後の展開

第2圖は前節で跡づけた雍正一〇年頃の商人の構成を示したものであるが、こうした圖ができあがってみると、その關連でさらに若干の論點を補足する必要が生じてくる。アヘン戰爭前夜における洋行およびその他の商人については、その性格や位置づけの點で異論はあっても、具體的な人員の構成や活動の內容はもはや周知に屬し、あらためて說明を要しないであろう。それをさしあたり最終的な形態とすると、上の圖に示された構造は、どのような展開を經てそこに歸着するのであろうか。この問題の檢討は、前節の所論を清代の貿易體制全體の推移のなかに位置づけるためにも、ぜひとも必要な作業となる。

そこで取り上げなければならないのは、嘉慶五年の粵海關監督佶山の上奏(44)である。この史料は廣東貿易が語られるさいには必ずといってよいほど引用されてきたが、それはこの上奏の言及する乾隆二五年の「公行」設立に、さもなくば東南アジアの貿易にもっぱら關心を向けてのものであった。いずれも前後五〇年間に亙る內容を有するこの上奏の文脈に卽した全體的な理解には達していない。本稿のような視角から檢討しなおしてみる餘地は殘されているであろう。便宜上原文を六つのパラグラフに分けて引用しよう。

(1)……粵海關征輸餉課、招接民夷商貨、現有外洋行・本港行・福潮行三項名目。外洋行專辦外洋各國夷人載貨來粵・發賣輸課諸務、本港行專管暹羅貢使及夷客貿易納餉之事、福潮行係輸本省潮州及福建民人往來買賣諸稅。

(2)其外洋・本港一切納餉諸務、乾隆十六年閒、俱係外洋行辦理、共有洋行二十家、並無本港名目、亦無福潮行名、止有省城海南行八家。

(3)迨乾隆二十五年、洋商潘振成等九家、呈請設立公行、專辦夷船、批司議准。嗣後外洋行商、始不兼辦本港之事。其時查有集義・豐晉・達豐・文德等行、專辦本港事務、並無稟定設立案據。其海南行八家、改爲福潮七家、亦無案可稽。迨乾隆三十五年、因各洋商潘振承等復行具稟、公辦夷船、衆志紛歧、漸至推諉、於公無補、經前督臣李侍堯、會同前監督臣德魁、示禁裁撤公行名目、衆商皆分行各辦。

(4)而本港行亦屢有開閉。嗣後有如順行劉如新・怡順行辛時瑞・萬聚行鄧彰傑、於乾隆六十年因拖欠夷帳、被控押追、由南海縣詳議、將本港行三家、概行革除。該商所欠暹羅夷帳、著外洋行衆商、先行墊還、即將本港之行用、分年扣還商欠。其本港事務、仍著外洋行兼辦、以昭愼重、業據稟准行。

(5)旋於嘉慶元年五月、據外洋行商、以不能兼顧爲辭、呈請將本港行事務、改歸福潮行商人經理、議定章程、仍由外洋行統轄。復於是年十二月據福潮衆商、公舉福潮昌隆行陳緒衍之弟陳長緒、承開本港行一家。詎陳長緒恃其獨行、大肆壟斷、侵吞客商。於臣到任後、疊被客人張啓拔・王名利等告發、即於嘉慶四年九月間、委粵盈庫大使、詢明追還商欠、咨明督臣、將該商陳長緒、立行斥革。

(6)臣因與督臣再三籌議、本港之生意、雖非若外洋行之必須大本、行商方可承充、而招接暹羅貢使貿易稅餉諸務、事頗非細。如外洋行有身家之人、又不欲充當。若仍以不甚殷實本分之人、董司其事、則將來弊竇、正難預計。至外洋行之不願兼辦本港者、非力不能兩顧、不過以外洋之生計利厚、自居大商、視本港之行利微細、若輕取行用、則徒費經營、如重取行用、又恐致訐控、是以屢爲規避。而本港行多設行口、既非經久之道、止開一家、又起壟斷之階。莫若仍著外洋行永遠兼理、或公同照料、或公委二家承當。

以上の文章は後半はともかく、前半の脈絡がいささか摑みづらく感じるのは筆者のみであろうか。そもそもこの佶山の上奏は、(6)に明らかなように、嘉慶五年當時の外洋行にそれまでの本港行をも兼務させようとする企圖から出たものであり、全體の文章もそれに卽して組み立てられている。彼よりも以前の事實を述べる部分のうち、(4)(5)は自身の當面の問題

に直接するもので記述が具體的なのに對し、(1)(2)(3)は自論を展開するための伏線ないし前提であり、そこで採錄する事實は自分の主張に必要最小限のものにすぎない。そこにこの文章のわかりにくい所以があると思われる。その難解な部分をつきつめて考え、なるべくその時期本來の事實に還元していくことが全體の理解にもつながるであろう。

まず問題になるのは、(1)にある外洋行・本港行・福潮行という分類の定義である。もちろんそれが正しくないわけではないが、これだけでは我々にとって十分に說得的なものとはいえないであろう。なぜこうした分類になるのか、その由來や根據を把握しておかないと、(2)以下の理解にも支障をきたす恐れがある。道光『廣東通志』卷一八〇、經政略二三、には同じ事實を記す一節があり、おそらく佶山の上奏を下敷にしたものであろうが、表現をいささか異にする。原文のまま引くと、該當部分はそれぞれ「辦外洋〔船隻〕貨稅」「辦本港船隻貨稅」「辦福潮船隻貨稅」とあって、分類の基準が交易船の種別に置かれている。語句のなりたちに卽していえば、こちらのほうがより正鵠を射た表現のように考えられる。このような船の分け方はかなり以前より行なわれていたもので、管見のかぎりもっとも早い例としては、雍正四年二月一二日付の楊文乾の奏摺に、

> 粵海關の稅額は、すべて外國からやってくる洋船と本港より安南・東洋に赴いて交易する船から徵收する稅によるものである。廣州・惠州・潮州・高州・雷州・廉州・瓊州の各府の貨船については、その積載する民閒の日用品および柴炭・魚蝦・菓品・檳榔のたぐいは、元來免稅扱いである。(45)

と見えるからである。この場合はいずれの船を述べるにも說明的で、なお一定の分類項目は形づくられていないようであるが、はっきり船を三種に分かっており、分類原理の存在は遲くともこのときまで遡れよう。雍正一〇年以後は、「外洋船」とならんで「本港船」の隻數が載せられるようになり、表現こそ文章によって一定しないものの、外洋と本港は船に冠せられて分類項目を構成する槪念として定着してゆく。この三分類は基本的に船の發着地や航行距離に基づくものであったが、それは同時に船の規模や積載貨物を區分する目安でもあり、ひいては稅則を適用するさいの大摑みな區分の基準

にもなっていた。(46) その點に着目してあらためて楊文乾の言を見ると、彼は船を三種に分けるに先立って、まず「外國」と「本港」を括ったものとそうでないものの二グループに大別していることがわかる。こうした分類の手順は、この場合に限らず當時の通例であったようである。そしてこれら「外洋船」「本港船」以外の船は、一定の分類項目が立てられないばかりか、上奏に記されないことも少なくない。それはその種の船が當時においては、粤海關の税收のうえでほとんど取るに足りない存在でしかなかったためであろう。(47)

以上を踏まえて、はじめて(2)の讀解にとりかかることができる。その冒頭に「外洋・本港の納税など一切の任務」とあるように、外洋行・本港行・福潮行のうちとくに前二者だけ取り出す發想は、佶山の文だけでは理解しにくいが、それまでの交易船の分け方に照らせば納得がいく。船の分類では、まず外洋と本港を合わせたものとそれ以外に分け、ついで前者をさらに外洋と本港に分けるという二段階の手順が踏まれた。船に對する納税や取引の擔當も、そうした手順が反映したと考えればよく、乾隆一六年は船の分類での第一の段階に對應した區分にとどまり、外洋と本港に分けるには至っていなかったのである。

佶山はこうした外洋と本港の納税や取引を擔當したものとして「外洋行」を擧げる。彼の時代には外洋行は略して洋行と呼ぶのが普通であったから、その直後に合計「二十家」あると記す「洋行」とは、單にその「外洋行」を言い換えたものと見られる。しかし乾隆一六年に、實際に外洋行なる稱呼が一般に用いられていたかどうかは疑問である。(48) 「外」が單なる衍字でないとすれば、佶山がことさらに「外洋行」という語句を使った可能性もあり、そこには別の意圖があるようにも思われる。その點は後述に讓り、ここではさしあたり外洋と本港にあたりうるものを「外洋行」ではなく「洋行」とするのが無難であろう。やや時代は隔たるものの、「洋行二十家」が數的にみて、前節での雍正年間の洋行の流れを汲むものと考えられるからである。

さらに問題になるのは、この「洋行」と「海南行八家」の關係である。海南行の實體はほとんど不明であるが、せめて

その輪郭だけでも描いておかなければ、理解の糸口すら摑むべくもない。幸いその名稱の「海南」が海南島を指すのは明白なので、それを手がかりにできる。『粤海關志』巻一一、稅則四、大關の條には、「外國夷船」と「本港洋船」以外におびただしい種類の船が掲げられているが、鹽運搬や漁業などを除く一般の交易船はおしなべて、廣州より出帆するものを貿易船と呼んで行先をあわせ記し、廣州へ來航する船を出發した地名によって「潮州・惠州・福建船」「瓊州船（瓊南船、海南船）」などと稱する。また別に「福潮・佛山・江門・海南行」という企業名も見え、これはそれらの船を扱ったものであろう。乾隆一六年には「福潮の行名がなく」廣州の海南行しかなかったというのであるから、このときは海南島と廣州の間の交易船がもっとも重要なもので、それを扱う行がとくに當局によって認識されたと考えられよう。佶山の言だけでは「洋行」と海南行が範疇を異とするのか、後者は前者の一部をなすのか判斷はつきかねるものの、外洋と本港にあたるものが「洋行」で、それ以外の船を扱う代表的なものが海南行というように區分されていたとみなせよう。これに誤りがなければ海南行の起源は、洋行から締め出されたため、海外からの來航船との貿易を斷念し、業種を沿岸交易に換えたもの、つまり「洋貨小舖」と同源から分化した、**第2圖**の斜線部分に位置づけられるであろう。

乾隆二五年に至って、(1)に定義された外洋行・本港行・福潮行の分立となった事件を記すのが(3)である。これについては、さきに少し引用した『廣東通志』の記載をあらためて取り上げる必要がある。

> 粤海關を設けた當初、交易する船は多くなく、稅收も少なく、行口が數家あったが外洋・本港・福潮と分かたず、任意に取引するのを許していた。船が次第に多くなると、行口のうち比較的多く資本を有するものが外洋〔船〕の貨稅を、それに次ぐものが本港船の貨稅を、さらにそれに次ぐものが福潮船の貨稅を扱うようになった。

以上の記述から、船における三分法がそれを扱う企業にも完全に適用されたという事實、およびその適用は各企業の有する資本の大小に應じていたことが看取できよう。そして前述のように、それまでが「洋行」と海南行との二分體制であったとすれば、この三分はより具體的には「洋行」の外洋行と本港行への分裂、および海南行の福潮行への改編という二事

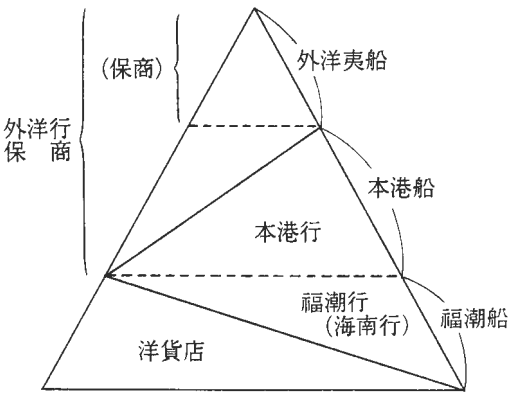

備考：（ ）内は乾隆25年以前のもの

第3圖　乾　隆　25　年

からなっていたことになる。もっとも引用文は「行口」という一グループが三分したように讀めなくもないが、この「行口」は時期的には粤海關設置以來のものを指し、しかも何ら限定が施されていないから、「洋行」も海南行も包含する概念と見ることができる。

以上のような假定を佶山の行論と考えあわせてみよう。彼の言い方では、外洋行・本港行・福潮行の分立という事態は、それまでの「洋行」九家がいわばまとまって獨立し、「もっぱら夷船を扱」うようになった一事に歸せられるべきものであった。佶山は潘振成らの請願は當局の正式の許可を得たものであったが、本港行と福潮行の場合、必ずしもそうした手續を經た證據はないといっており、言外に當局が許可したわけでもないのに、外洋行九家の獨立にともなって勝手に分立したのでは、という疑いさえ挟んでいるようにも見受けられる。「洋行」と福潮行の前身たる海南行の間にはすでに一線が劃され、それぞれ役割を異にしていたと考えれば、佶山がなぜこのような意見を抱くのかもさほど矛盾なく説明できる。「洋行」のうち九家がまとまって「夷船」のみを扱うようになると、勢いそこから取り殘されたものも殘された任務を果たすべく、あらためてまとまらざるをえなくなり、三グループの分立は容易に現實のものになるであろう。要するにこの三分の實質的契機は「洋行」の分裂であり、それはまた外洋行の獨立にほかならなかったといえよう。

このような意味をもつ外洋行の獨立は、それではどのようにして實現したのであろうか。直接的な動機として看過できないのはその前年、乾隆二四年の「防範外夷規條」の制定である。いわゆるフリント（J. Flint）事件に端を發し、乾隆二

二年に西洋貿易は公式に廣東一港に限定されたが、以後その廣東ではとりわけ西洋貿易の管理に意を加えねばならなくなった。そうした動きが「洋行」に及ぶのも當然であり、兩廣總督李侍堯が提案した「防範外夷規條」はそれを端的に表現している[49]。そこで加えられた規制の多くは、西洋人と取引を行なう「洋行」商人に關わっており、その實施に當たっては彼らの役割がきわめて重要になる。それならこれを機に、公式に彼らが西洋貿易を主とする來航船の取引に專門化してしまったほうが、當局にも彼ら自身にも都合がよかったのであろう。

こうして外洋行として獨立した九家は、いうまでもなく「洋行」のうちもっとも資力のあるものであった。しかし九家という具體的な定數に限られた彼らの資格は、資力ばかりではなかった。前節で保商制度の起源として指摘した、「總行」とその「親族」の關係にある洋行の總數は、やはり九～一〇家であった。雍正一〇年以後もその規模に急激な變化は確認できないから、保商と主にその名義で西洋貿易を行ないえた「洋行」の總和は、十前後のまま推移したと推定される[50]。乾隆二四年の時點では、保商はわずかに五家を數えるにすぎず、取引を行なった「行商」の納稅延滯とその肩代わりによる保商の負擔增大が指摘されている[51]。このように初期の保商は「總行」と同じく、五家前後の「洋行」が任じた限定的、固定的なものであり[52]、そこに起因した弊害を改善する必要も感じられていたようである。そのためには、限定的であった保商の枠をその名義で貿易を行なっていた「洋行」にまで擴げ、「夷船」の保商に當たるべき商人とその取引の擔い手とを一元化させるに如くはなかったであろう[53]。それとともに、彼ら相互の取引・納稅條件を同等にしておく措置も必要であったと考えられる[54]。おそらく外洋行獨立にはそうした背景があったのであり、そう考えれば外洋行となったものがなぜ九家なのか、同時に「夷船を公辦する」ような「公行」をなぜ設定しなければならなかったのかも說明がつく。

さて佶山の文脈に立ち戻ると、彼が問題としているのは外洋行そのものではなく、むしろそれと關連した本港行のあり方にある。これまでの考察によると本港行にあたったのは、すでに海南行とははっきり區別され、それらよりも富裕であったものの、潘振成ら九家の枠からはふるい落とされるような、當局からすればあまり有望ではない商人だということに

なる。佶山は結果的にそうした商人が本港行を擔當したところに、自分の直面した問題の禍因を求めているようである。嘉慶五年という時期にその對策として彼が提起したのは、先述のように外洋行に本港行を兼ねさせるという主張であった。そしてそれにはよるべき先例があり、外洋行商人が「もっぱら夷船を扱」うのはむしろ異例だと斷じて自論を裏づける必要があった。(2)に見えるように、外洋行・本港行・福潮行の分立よりも以前の海南行以外の商人たちを、佶山があえて「外洋行」と稱するのも、當時すでに成立していた外洋行＝洋行という觀念を別にすれば、こうした考えからのものではなかったであろうか。

彼の意見の是非に深く立ち入るには及ばないが、本港行の位置づけが微妙なものであったという點は確かに首肯でき、さらに檢討を要する問題であろう。その前に本港行の事務の內容をひととおり確認する必要がある。本港行は文字どおり「本港船の貨稅」を扱うものであるが、これでは佶山の定義といささか隔たりがあるように見えるかもしれない。「本港船」は廣州地方の內地商人が東南アジア各地に出るものの謂なのに對し、彼は本港行はシャムの朝貢使および「夷客」の取引・納稅を扱うものとするからである。しかし交易の實態について見れば、兩者は擇一的に正誤を斷ずべきものでもなければ、截然と判別できるものでもない。それぞれはいわば盾の半面であり、一方が出航、他方が來航の側面に重點を置いているにすぎないであろう(55)。たとえばシャムとの貿易では、つとに指摘されたように、純然たる朝貢をも含めてすでに中國人が實質的な擔い手になりつつあり、「夷客」といってもそれは多くの場合、中國人であったと考えられる(56)。これを受け付ける立場にとっては、嚴密な意味での朝貢にまつわる諸手續を除外してしまうと、そもそもの出自が廣州でさえあれば、「本港船」の歸還と何ら異なるところはなかったであろう。

ところがこのような本港行の所轄範圍の劃定は、次第に不分明になってくるのである。それは「福潮船」の擡頭と深く關わっている。本港行の分立とほぼ時を同じくして、海南行が福潮行に改編された直接の契機や經緯は必ずしも明らかではないが、海南行の名稱が「海南船」に對應したものだとすると、福潮行の場合は「福潮船隻」であるから、この改編の

表1　乾隆48年粤海關税收報告（乾隆46年12月26日～47年12月25日）

	廣　州（大關）			マ カ オ		他の口岸（56處）
船　種	外洋夷船	本港船	福潮船	澳門夷船	呂宋夷船	
隻　數	14 〔−19〕	17	430	25	3	
税　收（1,000兩）	252 〔−180〕	98 〔+70〕		52 〔+40〕	8	110

備考：澳門夷船25隻は定數。呂宋夷船のマカオ入港は特例。〔　〕内は乾隆42年報告との比較。
資料：『宮中檔乾隆朝奏摺』第55輯，801～802頁。

背後には、沿岸交易の比重が廣州―海南島ルートから廣州―福建・潮州ルートに移ったという變化があったと考えられる。「福潮船」なる語は、嚴密にいえば後者における交易船のみを指すものであろうが、それだけで沿岸交易船全體を意味する用法もある。たとえば乾隆四八年の廣東巡撫尚安の奏摺は、**表1**のように税收を計上し、さらには、

> また内地の民閒人が自ら海船を造って許可證を申請し、海上に出て交易するものに、本港船と福潮船の二種があり、檢査や徵税はすべて外洋夷船と一律に行なう。(57)

ともいっている。この三種が粤海關の大關が管轄する海上交易船のすべてであるから、この場合の「福潮船」は、「本港船」や「外洋夷船」には入らない交易船の汎稱とみなければならない。このときには福潮といえば、とりもなおさず廣州を出入りする沿岸交易船すべてを意味するほど、廣州と福建・潮州の交易の比重が增大していたのである。(58)

ただし上の引用文と**表1**で注意を要するのは、船の分類においても税收の計上のしかたにおいても、「本港船」と「福潮船」がひとまとめに括られていることである。それまではむしろ「外洋船」と「本港船」を一括りにしてきたことに鑑みると、これは大きな轉換であろう。いわばそれまで外洋・本港とそれ以外との閒にもっとも強く引かれていた境界線は薄れてゆき、代わって外洋と本港との閒の斷層が大きくなってきたわけである。(59)**表1**に見える「本港船」と「福潮船」の隻數の格差

は、各々の船の規模の大小を反映したものとも受け取れ、なお兩者の總體的な性格の相違が窺われるけれども、個々の事例をみればそれも次第に解消していく趨勢にあった。これもやはりシャム貿易の例を擧げるのが便利であろう。乾隆四六年にシャムが朝貢を願い出てきたさい付せられた商船のリストには「澄海・新會縣各字號」があり、また「シャムの朝貢船は一一隻で、そのうち外洋船が二隻、ほかはすべて廣東省の商船である」ともいわれている。(60) いうまでもなく澄海縣は潮州、新會縣は廣州であるから、強いて分別すれば前者が「福潮船」、後者が「本港船」となる。すなわち「福潮船」は沿岸交易という範圍を越えて、シャムと廣州の間の貿易、言い換えればそれまでの「本港船」や本港行の領域にも進出していたのであり、「本港船」と變わらない位置を占めるものさえあったのである。(61) このような「福潮船」の進出は時代が下ると、いっそう明確にあらわれる。嘉慶一二年九月、兩廣總督吳熊光の報告に、

> 船商の金協順と陳澄發なるものがシャムの貨物を積み込み、廣州に來て交易を行なうという事件があった。……地方官の調査によると金協順は福建の同安縣の人、陳澄發は廣東の澄海縣の人である。……シャム朝貢使によると金協順と陳澄發の二船は、確かにシャムが新たに建造して廣州に派遣したものである。同國の民間人は海運業に通じてないので、多くの場合、福潮船戸を雇って代わりにやらせている、という。(62)

とあり、このときにはもはやシャムからの來航貿易は、大多數が「福潮船戸」によって行なわれており、いかにシャム船といってもその内實は「福潮船」と見て差し支えない。こうした「本港船」から「福潮船」への交替は程度の差こそあれ、シャムのみに限られず、對東南アジア貿易のあらゆる方面で起こっていたことも推して知るべきであろう。(63)

「福潮船」がこのように沿岸交易のみならず、東南アジアの貿易にも進出して、「本港船」に取って代わりつつあった趨勢は、當然それぞれを取り扱う福潮行と本港行の分別にも影響を及ぼさずにはおかなかった。佶山の上奏の(4)(5)に見られるように、乾隆六〇年に本港行三家が撤廢されたのち、福潮行のうち一家が本港行に任じることになったのも、こうした背景があったと考えればただちに理解できよう。この試みそのものは失敗に歸したとはいえ、「本港船」がほとんど有

名無實になり、「福潮船」とまとめて「外洋船」に對比されるようになっては、それは結局、內地のものと外國のものとの大別にほかならないのであり、獨立した本港行の設定はもはや問題にならなかった(64)。こうしてそれらの船の取引・納稅を扱うものも、福潮行と外洋行に整理され、それぞれがおおむね內と外を擔當する二分體制となったのである(65)。

まとめ

おわりに以上の所論に基づいて、一八世紀から一九世紀前半にかけての廣東の洋行の全體的な變遷を筆者なりに素描しておこう。それは一言でいえば、行の分化の歷史である。廣東の洋行の起源は、周知のように粵海關設置直後に設けられた洋貨行に求められる。その數や實體、相互の關係はなお詳らかでないが、時閒が經過するにしたがい、一樣に海上貿易を扱う各々の洋貨行の閒に格差がはっきりと確認できるようになる。その一つの到達點が一七二〇年の「ギルド」の階層構成にあらわれていよう(66)。こうした各行の階層分化にともなって陳壽觀らを中心とする「行頭」や「總行」が設定され、それは保商制度にまで發展する。そしてこの保商制度が基盤となって、公式に外洋行、本港行、福潮行が分立するに至ったのである。すなわち廣東貿易のもっとも顯著な特徵の一つをなす行の役割分擔は、そもそも資力の大小などで區切られる上下的な階層に基づいて生じたものであった(67)。ところがいったん役割が分化してしまうと、今度はその各々が對象とする交易の變遷に應じつつ最終的には內と外に整理される。いわば上下の層序から內外の並列へと改められていったのである。

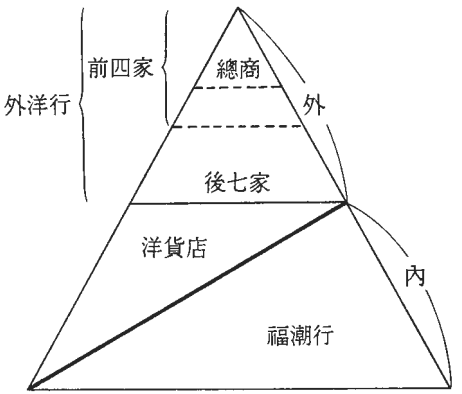

備考：洋貨店には後七家よりも資力の大きいものがあったという（拙稿「清代粵海關の徵稅機構」，93頁，參照）。

第4圖 嘉慶5年以後

このような推移は商取引のみに注目すれば、単なる業務の専門化であって、何ら奇とするに足りない現象に見えるかもしれない。しかし當時における行の取引は、外洋行の場合に典型的に見られるように、粤海關の徴税と不可分のものであったから、行の位置づけにおいて生じた變質は、ひいては清朝の貿易體制全體にも影響を及ぼすことにもなるのである。外洋行の西洋貿易獨占を中核とする「廣東システム」の形成や運用は、一八世紀を通じて進行した行の分化を具體的な前提とするものであった。また清末民國時期に洋關と常關を併存せしめた制度的原理も、一九世紀に入って成立しつつあった粤海關の內外船舶の管轄における二分體制にその淵源を求めることができよう。(68)

第4圖はそうした二分體制を示したものである。ただしこの圖を見るさい留意しなければならないのは、そこに引かれた斜線が內外を完全に分かつものとしてはありえなかった點である。本港行の任務のうちシャムの朝貢などは、佶山の上奏の(6)にあるように、福潮行ではなく外洋行に委ねられており、以後シャムの朝貢船の受付は、實際に外洋行があたっている。(69) また、上の引用文に登場した金協順と陳澄發の船は廣州の粤海大關で取引・納税を許されたが、それはあくまで「夷船」としてであり、(70) それを受け付けたのもやはり外洋行であったであろう。これらの例に明らかなように、いかに內實が「福潮船」、內地の船であったとしても「夷船」とみなされる場合があるのみならず、逆に船を運營して取引を行なう商人がそれを利用することも少なくなかったであろう。またそれがシャムとの貿易に限ったものであったはずはない。こうした內と外の重なり合いもやはり洋關と常關に繼承されるのであり、(71) それは兩者相互の關係において、さらにはそこに釐金徴收の問題をも巻き込み、船籍や貨物の判別などさまざまな面で、いっそう複雜な様相を呈しつつ顯在化し、清末民國時期の通商、財政問題の重要な部分を構成してゆくのである。

註

(1) H. B. Morse, *The Gilds of China*, London, etc., 1909. Do., *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. 1, Shanghai, etc., 1910. Do., *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834*,

5vols., Oxford, 1926, 1929.

(2) J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast, the Opening of the Treaty Ports, 1842-1854*, Stanford, 1969. Do., ed., *The Chinese World Order*, Cambridge, Mass., 1968.

(3) たとえば代表的研究として、松田智雄『イギリス資本と東洋』日本評論社、一九五〇年、衛藤瀋吉「砲艦政策の形成――一八三四年清國に對する――」、同『近代中國政治史研究』、東京大學出版會、一九六八年、田中正俊「中國社會の解體とアヘン戰爭」、同『中國近代經濟史研究序說』、東京大學出版會、一九七三年、參照。

(4) E. H. Pritchard, *Anglo-Chinese Relations during the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, University of Illinois Studies in Social Science, Vol. 17, Nos. 1-2, 1929. Do., *The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations, 1750-1800*, Research Studies of the State College of Washington, Vol. 4, Nos. 3-4, 1936, M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800-1842*, Cambridge, 1951. 衛藤瀋吉「アヘン戰爭以前におけるイギリス商人の性格」、同前揭書。

(5) 梁嘉彬『廣東十三行考』、商務印書館、一九三七年、佐々木正哉「粵海關の陋規」『東洋學報』三四卷一・二・三・四合併號、一九五二年、同「清代廣東の行商制度について――その獨占型態の考察――」『駿臺史學』六六號、一九八六年、彭澤益「清代廣東洋行制度的起源」『歷史研究』一九五七年一期、汪宗衍「廣東十三行之起源及其商業蛻變」、同『廣東文物叢談』、中華書局、一九七四年、陳國棟「清代前期粵海關監督的派遣（一六八三―一八四二）」『史原』一〇期、一九八〇年、同「清代前期粵海關的稅務行政（一六八三―一八四二）」『食貨月刊』一一卷一〇期、一九八二年、K. T. A. Ch'en（陳國棟）, *The Insolvency of the Chinese Hong Merchants, 1760-1843*, Taipei, 1990.

(6) 濱下武志『近代中國の國際的契機』、東京大學出版會、一九九〇年、とくに、二五～四七頁、同『中國近代經濟史研究』、汲古書院、一九八九年、とくに、二二七～二三八頁。

(7) 代表的な例として、J. K. Fairbank, "Tributary Trade and China's Relations with the West," *Far Eastern Quarterly*, Vol. 1, No. 2, 1942, p. 149. と濱下前揭書、二三四頁、の所論を、また通商に限らずシステム全體ではたとえば、J. K. Fairbank, "The Early Treaty System in the Chinese World Order," do., ed., *op. cit.*, pp. 273～275. と濱下武志「朝貢と條約――東アジア開港場をめぐる交涉の時代 1834―94」、溝口雄三他編『アジアから考える［6］周縁からの歷史』、東京大學出版會、一九九四年、二七四～二七五頁、の所論をそれぞれ比較。

(8) そうした意味で少なくとも清代中國の西洋關係においては、「朝貢貿易システム」論は從來の見方へのアンチテーゼにとどまる。濱下氏が「從來、東インド會社・アヘン貿易・廣東十三行、という東西經濟關係の交差點に係わる諸項目によって檢討され、特徵付けられてきた前近代から近代へのア

ジア經濟史像は、今後、ジャンク貿易・朝貢貿易・アジア域内交易の展開として捉えなければならない」と述べる（濱下前掲書、二三八頁）のは甚だ印象的である。「東西經濟關係の交差點に係わる諸項目」を「アジア域内交易の展開」にとりこんで、そのなかに明確な位置を與えてこそはじめてアンチテーゼの域を脱しうるであろう。そうした作業は「東インド會社・アヘン貿易」の「項目」では多少なりとも行なわれているようであるが、中國側の「廣東システム」形成や運用の側面はほとんど捨象されている。それに關しては、外洋行よりむしろ本港行、福潮行に注目する、という氏の取捨選擇的な姿勢（濱下前掲『近代中國の國際的契機』、五六頁）にもみられるように、「廣東十三行」（＝外洋行）に集中してきた從來の議論をいわば裏返しているにすぎず、史實認識にも誤りがある（濱下武志「中國と東南アジア」石井米雄編『講座東南アジア學　第四卷　東南アジアの歷史』、弘文堂、一九九一年、一二三頁）。したがってまずここで求められるのは、「東西經濟關係の交差點に係わる」外洋行と「アジア域内交易の展開」に關わる本港行、福潮行を統合的に捉える視點を獲得しうるかどうかの檢討にあろう。

（9）　拙稿「清代粵海關の徵稅機構――保商制度を中心として――」『史林』七五卷五號、一九九二年、同「清末粵海關の展開――廣州における洋關設立の意味――」『史林』七七卷六號、一九九四年。

（10）　「清代鈔檔」については、岩井茂樹「清代の戶部―度支部檔案について」、永田英正編『中國出土文字資料の基礎的研究』、一九九三年、八一～八二頁、參照。

（11）　中國第一歷史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第二二册、江蘇古籍出版社、一九九一年、七六一頁。

（12）　『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、臺北、故宮博物院、一九七九年六月、二四八頁。

（13）　同右、五九〇頁。

（14）　新たな史料のうち『題參』に關連して使用する部分も原文で引き、傍線を付す。

又原參第九款、……除短價買物・私那稅項・濫刑無辜・勒索陋規・私放禁銅出口各輕罪不議外、將祖秉圭擬斬監候、遇赦不准援免。陳壽觀擬徒。陳擧觀・張族觀・高維新・范九錫・王開運・傅錦・梁成・王玉章、分別擬杖革役、等因、具題前來。據此。應如該督等所題、祖秉圭合依侵盜錢糧入己一千兩以上、擬斬監候、例應擬斬、係旗人解部監候、秋後處決、遇赦不准援免。陳壽觀代求祖秉圭將徐世美禁銅、改作漆器、私放出口。⑦陳壽觀合比照爲外國收買違禁貨物例、爲從減一等杖一百・徒三年。至配所折責四十板、俟徒限滿日回籍。該地方官、嚴行管束、不許出境。……

再、……⑧該督既稱、陳芳觀奉旨暫停遣解、俟審明再定。今已審明、陳芳觀並無不法、應否押解回籍、聽候部議、等語。查陳芳觀、既據該督疏稱、並無不法、應將押解回籍之處毋庸議。……等因、雍正十一年十月初五日（刑部・吏部・都察院・大理寺）題、初七日奉旨、……

又奉廣東總督臣鄂彌達案驗、爲交納銀兩事、雍正十二年

十二月十二日、准刑部咨、廣東清吏司案呈、准戶部咨稱、……等因、咨院行司、奉此。俱經前司劄行廣州府、轉飭查照去後、隨據該府詳、據南・番二縣詳稱、……等由、復經前司轉奉咨部、隨又據該府行據南・番二縣申稱、……幷據崇義行陳汀觀等稟稱、……等情、……

(15) 梁嘉彬前揭書、Ch'en, *op. cit.*, pp. 13~21, 259~368.

(16) Morse, *op. cit.*, Vol. 1, p. 195. Cf., *ibid.*, p. 198.

(17) *Ibid.*, p. 204.

(18) *Ibid.*, pp. 209~210.

(19) なお以上の陳芳觀の「革退」や逮捕・逃亡については、すでに雍正一〇年六月初六日、祖秉圭本人が詳細に報告し、陳芳觀の處分に消極的な鄂彌達らを非難している(前揭『雍正朝漢文檔批奏摺彙編』第二二册、六三二~六三四頁)。『題參』に至る一連の祖秉圭彈劾は、これに對する鄂彌達側の反擊ともうけとれる。

(20) Morse, *op. cit.*, p. 211. なおこの引用文の「布政使(Provincial Treasurer)」は按察使の誤り。毛克明が着任するまで監督の職務は、總督らによっていったん廣東按察使黃文煒に委ねられている(前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、五九〇頁)。

(21) Morse, *op. cit.*, p. 217.

(22) E.g., *ibid.*, p. 205.

(23) 梁嘉彬前揭書、一〇〇、一一九、二五七~二五九頁。

(24) 湯象龍「十八世紀中葉粵海關的腐敗——乾隆二十四年法國商人要求改善通商關係的意見——」、包遵彭・李定一・吳相湘編『中國近代史論叢』第一輯第三册、正中書局、一九五六年一二月、一四八~四九頁。

(25) 佐々木前揭「粵海關の陋規」、一四一~一四二頁。なおこの「官」が陳芳觀らの「觀」と通じるのは、鄭觀應(=官應)の例を持ち出すまでもなく自明であり、以下は逐一註記しない。周知のように洋行商人の多くは福建出身で、道光『廈門志』卷一五、頁一〇、には「閩俗……體面有る者を呼びて官と曰う。官を譌りて觀と爲す、遂に觀を以て名と爲す者多し」とある。

(26) 氏は梁嘉彬氏に依據し、萬和行・義成行・廣順行(Coqua)を擧げる(佐々木前揭論文、一四三頁)が、前二者を Munqua, Yunqua というのは、梁嘉彬前揭書、二八一、三一二頁、にそれぞれ文官、仁官の音譯だと明記してあり、萬=Mun、義=Yun ではない。

(27) 前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、一九七八年六月、五六〇頁。

(28) 郭廷以氏は傍線部全體に「今現貯續買到廣、未曾發賣湖絲二百餘擔、現在崇義店陳騰官行內。」のように句讀を付し(郭廷以『近代中國史』全二册、商務印書館、臺三版、一九七一年、第一册、四六〇頁)、傍線部(1)が「崇義店陳騰官行內」にある「湖絲二百餘擔」を限定する修飾句と讀んでいるようである。文のリズムからするとこの句讀にただちに從うわけにもいかないが、傍線部(1)と(2)が連接する內容とみる考え方は參考に値する。

(29) また『雍正硃批諭旨』のテキストは、傍線部(2)の語順を變

え、「現在」という語句が傍線部(1)でも用いられた「現貯」と改めている。傍線部(1)の後を承ければ「湖絲二百餘擔」が主語となってもおかしくないが、(1)を省くとなると、「今」の後に直接「湖絲二百餘擔」を續けるわけにはいかず、「崇義店陳騰官」を前に出してその文の動作主をはっきりさせる必要があるということになる。おそらくこうしなければ、前出の「如升行」の貯藏する「湖絲」と混同が生じ、全體の文意が疎通しにくくなるのであろう。

(30) Morse, *op. cit.*, p. 184.

(31) 陳國棟氏はインディア・オフィス所藏の史料により、Suqua（陳壽觀）は Coqua の父親、Ton Hunqua(陳芳觀)は Conqua の父親であることを明らかにしたうえで、前者の行名は Coqua と同じ廣順行、後者もやはり Conqua と同じ遠來行に比定している（Ch'en, *op. cit.*, pp. 19～21, 268～273.)。しかし陳芳觀の行名が孚德行であることは疑いを容れないし、陳壽觀も息子の代と同じ行名であったと斷定はできない。いずれも代替わりによって行名が改められた可能性を考慮する必要があろう。

(32) 前揭拙稿「清代粵海關の徵稅機構」、七九、八四頁。

(33) Morse, *op. cit.*, pp. 164～166.

(34) *Ibid.*, p. 167.

(35) 前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、三四二頁、五六〇頁。

(36) 『雍正硃批諭旨』第五函第一册。

(37) さきに筆者は官達の擧げた數に着目し、彼のいう「洋貨行」はひろく貿易に關係する企業というくらいの意味にとり、常賚らのいわゆる洋行ばかりでなく、後述の「賣貨行店」「洋貨小舖」をも含む概念とみて、「洋貨行」と洋行を異なるものとした（前揭拙稿、八二～八三頁）が、これはいささか輕率な判斷で一概にはそうともいえないので撤回する。この時期、「洋貨行」と洋行をまったく同義に言い換えている例はほかにもある（前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第一一輯、七二二頁、第二〇輯、五九〇頁）からである。しかし彭澤益氏や佐々木正哉氏（彭澤益前揭論文、佐々木前揭「清代廣東の行商制度について」、五二～五八頁）のように、この「洋貨行」（＝洋行）が一六八六年、粵海關設立時に設けられた洋貨行と同義だとは斷定できない。その點で「洋貨行＝洋行を前提とする從來の所說は若干の訂正が必要」とする筆者の見解を全面的に撤回する必要は認められない。

(38) 前揭『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一二册、一九八九年、三五二頁。

(39) 「ギルド」を解散させた二名のうち Comshew なる商人は Suqua と同一人物である（Morse, *op. cit.*, p. 156. L. Dermigny, *La Chine et l'Occident, Le Commerce à Canton au XVIIIe Siècle 1719-1833*, 3 toms., Paris, 1964, tom. 1, p. 337.）から、前節で考證した Suqua＝陳壽觀＝如升行が正しいなら、この推測は成立しよう。

(40) 雍正帝批諭、付雍正六年三月初二日廣東巡撫楊文乾奏摺、『雍正硃批諭旨』第二函第一册。

(41) 前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、二四八頁。

(42) 同註(16)。

(43) 以下の保商制度に關する記述は、前揭拙稿、八五～八六、九四頁、參照。

(44) 梁廷枏『粵海關志』卷二五、頁一〇～一一。

(45) 前揭『宮中檔雍正朝奏摺』第五輯、一九七八年三月、六一三頁。

(46) たとえば、同右、第二一輯、一九七九年七月、三二五～三二六頁。

(47) たとえば、『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、臺北、故宮博物院、一九八二年六月、三三六頁、第三輯、一九八二年七月、七七一～七七二頁、參照。この時點（乾隆一七年）で「外洋船」「本港船」は、ともに「洋船」というカテゴリーに入れられている。

(48) これを完全に否定する材料はないが、管見のかぎり佶山の上奏以外にそうした用例は見いだせない。前註(37)に述べたように「洋行」なる言葉は、むしろ「洋貨行」の略稱であった。それが主に外洋行を指す略稱、通稱として一般に用いられるようになるには、少なくともそれまでに外洋行という存在が確立していることが要件になろう。すなわち嚴密にいえば、それは乾隆二五年以後のことと考えるのが妥當であろう。

(49) 「乾隆二十四年暎咭唎通商案」『史料旬刊』第九期、天三〇七～三一〇頁。

(50) たとえば一七三六年、東インド會社のイギリス向け商品の購入先のリストによると、商人一八家のうち一〇〇〇兩以上の取引が八家あり（そのうちずば抜けて額の大きいのが三家）、さらにそこに數えられない Ton Hungqua がいる (Morse, *op. cit.*, p. 255.)。

(51) 「乾隆二十四年暎咭唎通商案」『史料旬刊』第四期、天一二二頁。

(52) 一七四一年の東インド會社の記錄では、保商は四人、その前年オランダ商船に對する保商は六人、といずれも一定數である (Morse, *op. cit.*, p. 279.)。

(53) 保商 (Security Merchant) と外洋行商人 (Hong Merchant, Cohong) は外國側の文獻ではしばしば同義語として用いられる (e.g., *Chinese Monopoly Examined*, London, 1830, pp. 36, 47.) ことに注意。

(54) 前揭拙稿、八七頁。ただしこうした措置が「總行」以來の洋行間の階層を解消させたわけではなく、それはおそらくアヘン戰爭前後まで存續したものである。たとえば道光二年には、一一家の外洋行はリーダー格の總商二人を含む「前四家」と「後七家」に分けられており（『清代外交史料』道光朝一、頁一八。兩者は外國側の史料にいう senior merchants と junior merchants にほぼ相當する）、「總行」と「親族」の關係を髣髴させる。

(55) 從前の研究での見方は、J. W. Cushman, *Fields from the Sea, Chinese Junk Trade with Siam, during the Late Eighteenth and Nineteenth Centuries*, New York, 1993, p. 32. を參照。後述のような「福潮船」による「本港船」の領域への進出に鑑みれば、佶山の時代になると本港行の業務としては、ほぼシャムの朝貢の受付しか殘されていなかった

と見るほうがむしろ正確なのかもしれない。

(56) 高崎美佐子「十八世紀における清タイ交渉史――暹羅米貿易の考察を中心として――」『お茶の水史學』第一〇號、一九六七年、二二～二八頁。

(57) 前掲『宮中檔乾隆朝奏摺』第五五輯、一九八六年一一月、八〇一～八〇二頁。

(58) なお「福潮內地等項船隻」あるいは「福潮等內地船」と記す史料もあり(『奏摺檔』粵省九、乾隆五六年二月一五日付福康安等會奏)、この場合の「福潮船」とはそうした類の略稱であろう。したがって「福潮行」という用語も狹義の「福潮船」の取引・納稅を扱うものを稱する場合と、ひろく沿岸交易を扱った企業群を代表してその全體を指す用法があったであろう。さきに引いた「福潮・佛山・江門・海南行」なども、一言でなら「福潮行」と呼ばれたと思われる。

(59) たとえば「洋船」という言葉は、管見のかぎり遲くとも乾隆四〇～四一年には、**表1**にいう「外洋夷船」のみを指すものとなっており、前註(47)でみたような「外洋船」と「本港船」をあわせた概念とは異なっている(前掲『宮中檔乾隆朝奏摺』第四二輯、一九八五年一〇月、三九八頁)。「外洋船」と「本港船」を一括りにする發想は、きわめて希薄になっているのである。

(60) 『大清歷朝高宗純皇帝實錄』卷一一三七、乾隆四六年七月庚申の條。

(61) このような傾向はすでに本港行・福潮行の設定直後にみられる。乾隆二〇年に廣東省で東南アジア各地から米を輸入した者に對する議敍の制がしかれ、それに應じた者は、乾隆二三年には南海縣と三水縣出身者で占められていたが、乾隆三二年になると、澄海縣出身者が大部分を占めている(S. Viraphol, *Tribute and Profit: Sino-Siamese Trade, 1652-1853*, Cambridge, Mass., etc., 1977, pp. 103～105.『明清史料』庚編、第六本、五二六～五二七頁、第八本、七三六～七三八頁)。他方、稅收額からみると、たとえば乾隆五四～五五年には「本港洋船」が七三〇〇兩餘りなのに對し、「福潮等內地船」は五五二〇〇兩足らずと計上され、後者のほうが壓倒的に大きくなっている(同註(58))。

(62) 『大清歷朝仁宗睿皇帝實錄』卷一八五、嘉慶一二年九月丁未の條。

(63) やや時代は下るが、一八五二年時點で「福潮行は南洋諸島の貿易を一手に引き受けた」(FO 228/143, H.S. Parkes, "An Account of the Foreign Junk Trade of Canton," Oct. 28, 1852, Encl, Elmslie to Bowring, No. 169, Oct. 28, 1852.)といわれ、また前掲『粵海關志』卷一一、稅則四、頁七、には「凡本港船改貿易船收銀九兩四錢。凡貿易船改本港船收銀九兩四錢」とある。「貿易船」は上述の廣義の「福潮船」に含まれるので、手數料を拂いさえすれば互換できるというなら、この規則が施行されたときには、兩者の相違はまったくなかったであろう。

(64) 以上のような福潮船と本港船、および福潮行と本港行の關係の推移は、廈門の「商船」と「洋船」、および「商行」と「洋行」の變遷と相い連動した並行現象である點に注意。前

揭『廈門志』巻五、頁三〇～三一、Ng Chin-keong, *Trade and Society: The Amoy Network on the China Coast 1683-1735*, Singapore, 1983, pp. 60, 169~170. 陳國棟「清代中葉廈門的海上貿易（一七二七―一八三三）」、吳劍雄主編『中國海洋發展史論文集』第四輯、中央研究院中山人文社會科學研究所、一九九一年、七〇～九七頁、參照。

(65) 道光九年には、粤海關の稅收のうち「土貨稅約十之一二、夷船貨稅約十之八九」といわれる（『清代外交史料』道光朝三、一六頁）が、こうした表現にも內外の二分體制が反映しているであろう。

(66) 彭澤益前揭論文、前揭拙稿「清代粤海關の徵稅機構」、七五～七八頁、參照。

(67) もっともこの階層分化も、ひとしく海上交易といっても對西洋貿易から沿岸交易に亙るさまざまな取引に對應しうる機能分化の必要から起こったとみることができる。

(68) 前揭拙稿「清代粤海關の徵稅機構」、および同「清末粤海關の展開」、參照。

(69) 『明清史料』庚編、第六本、五七一、五七六、五八〇頁。

(70) 同註(62)。また、『明清史料』庚編、第六本、五六一～五六二頁。

(71) 一例として、濱下前揭『中國近代經濟史研究』、二三頁、に言及される同治三年のシャム船の扱いに關する論議を參照。

〔付記〕 本稿は平成六年度文部省科學研究費補助金（重點領域研究(2)「清代後期における海關制度と中國沿海世界の考察」）による研究成果の一部である。

to clarify the actual meaning of the documents. These documents reveal the details of the conflict between the government magistrates 有司 and the officials of the Tou-xia. From these I discovered a "dual principle of administration" that pertained to the region of southern China during the Yuan period. The local officials strove to legitimately avoid pressure from the Tou-xia. The efforts of these officials are revealed in the laws compiled in the *Institutions of the Yuan Dynasty.*

AN INQUIRY INTO THE TRANSFORMATION OF THE HONG MERCHANT SYSTEM AT CANTON

OKAMOTO Takashi

This paper is an inquiry into the transformation of the hong merchant system at Canton, based on an examination of primary sources, both published and unpublished. Based on these sources, the author first identifies some of the hong merchants in the early 1730's, such as Suqua, Ton Hungqua, etc., whose identities and activities have not as yet been sufficiently analyzed by previous studies. Secondly, these sources reveal the existence of a system of zonghang 總行 in this same period, within which the Security Merchant/Cohong system originated.

The establishment of the Cohong system was intimately related to the class hierarchy of hong merchants at Canton. This hierarchy was structured according to ranking of wealth, and included the positions of waiyang-hang 外洋行, ben'gang-hang 本港行, Fu-Chao-hang 福潮行, or shopkeepers. This hierarchy, on which the so-called Canton monopoly system was based, until the early 19th century changed into a hierarchy comprising two distinct parts, one concerned with the conduct foreign and one with domestic trade. This bifurcation occurred because the shopkeepers directly dealt with foreign merchants under the name of waiyang-hang merchants and because Fu-Chao-hang absorbed ben'gang-hang. This latter absorption occurred due to the Fu-Chao junks' take-over of the Southeast Asian trade which had hitherto been managed by

the ben'gang, or Canton junks. Thus, the change in the hierarchy of hong merchants, providing the basis on which Native and Foreign Customs were established during the late Qing period, was a reflection of the Canton trade in transition, Sino-Western or intra-Asian.